

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会の検討の経過

1 過去の開催状況

- (1) 昭和 53 年 12 月に「労働基準法施行規則第 35 条定期検討のための専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置し、平成 11 年度までに 26 回開催。その後、平成 12 年度及び平成 14 年度に「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会」（以下「専門検討会」という。）を開催。
- (2) 専門委員会又は専門検討会の検討結果に基づいて行われた例示疾病の追加
 - ア 昭和 55 年に ILO121 号条約が改正されたことを受け、「労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 8 号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する疾病を定める告示（昭和 56 年 2 月 2 日労働省告示第 7 号）」により、「超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患」を追加
 - イ 昭和 59 年 3 月に労働省労働基準局長が設置した「クロム障害に関する専門家会議」から「クロム化合物による健康障害に関する検討結果報告書」が提出されたことに伴い、「亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん」を告示 7 号に追加（昭和 59 年 11 月 12 日）
 - ウ 昭和 63 年 2 月に、ジアニシジン製造部門での労災認定事例が発生したのを受け、「ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍」を告示 7 号に追加（昭和 63 年 12 月 3 日）
 - エ 昭和 53 年の改正以降相当期間を経過していることを受け、「労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める告示」の全面改正（平成 8 年 3 月 29 日労働省告示第 33 号）

2 前回の専門検討会

平成 14 年 9 月 6 日から平成 15 年 3 月 24 日に 3 回にわたって専門検討会が開催され、第 90 回 ILO 総会で採択された第 194 号勧告に示されている疾病（木材粉じんによるがん（副鼻腔がん））並びに平成 12 年度及び平成 13 年度に「その他に包括される疾病」として労災認定した疾病について、新たに労働基準法施行規則別表第 1 の 2 の例示疾病に追加するべきものがないか検討を行った。

その結果、現時点において新たに追加すべき疾病はないという結論を得た。

しかしながら、「木材粉じんによるがん（副鼻腔がん）」については、日本における木材の塵埃によるがん発生リスクが上昇したとの疫学報告は見当たらないものの、国内における木材粉じんの種類別に見たばく露の程度、ばく露人数等の実態調査、疫学調査等の実施が望まれるとしている。

また、上肢障害については、専門検討会における議論の中で、上肢障害の認定件数が年々増加していることから、統計的な整理をすべきではないかという指摘を受けた。